

茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金に関するQ&A

※本Q&Aは、茨城県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金にのみ適用されます。

他都道府県に提出する場合は、提出先の自治体にご確認ください。

更新日:2026/3/3

	分類	質問	回答
1	補助対象サービス種別	介護予防サービスは補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
2	補助対象サービス種別	介護予防・日常生活支援総合事業を実施する事業所は補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれません。
3	補助対象サービス種別	介護保険法による医療系サービスのみなし指定の事業所は、補助対象に含まれるか。	補助対象に含まれます。
4	補助対象サービス種別	医療みなしの事業所が、介護サービスの提供実績がない(介護報酬の請求実績がない)場合であっても、補助対象に含まれるのか。	令和7年9月以降から申請時点までに介護サービスの提供実績がない事業所は、補助対象に含まれません。
5	補助対象サービス種別	介護事業所が共生型障害福祉サービスの指定を受けている場合、共生型障害福祉サービスの利用者は、訪問介護の延べ訪問回数、通所介護の延べ利用者数の算定に含まれるか。	算定に含まれません。
6	補助対象サービス種別	障害福祉サービス事業所が共生型介護保険サービスの指定を受けている場合、補助対象に含まれるか。含まれる場合の補助上限は。	補助対象に含まれます。 1事業所あたり20万円が補助上限額になります。
7	補助対象サービス種別	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、当該利用者数を定員に算定してよいのか。	施設の空床利用により短期入所生活介護を実施している場合、元の施設に対して定員数に応じた補助が行われることから、空床利用の利用者分については算定できません。 また、認知症対応型共同介護等で短期入所利用を実施している場合も、元の事業所として補助対象としていることから、短期利用者分については算定できません。
8	補助対象サービス種別	例えば同一事業者が同じ事業所所在地で、訪問介護事業と通所介護事業を実施している場合、それぞれが補助対象になるということでしょうか。	それぞれ指定サービス毎に補助対象となります。 なお、看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)については、一つの事業所として補助対象になります。
9	補助対象サービス種別	施設の定員の基準日は、基準日以降に開設した施設等は、補助対象に含まれるか。	令和7年4月1日を基準日とします。 また、基準日以降に開設した施設等も補助対象に含まれます。
10	補助対象サービス種別	訪問介護事業所や通所介護事業所における訪問回数や利用延べ人数の基準日や算定方法は、また、基準日以降に開設した事業所等の訪問回数や利用延べ人数は、どのように判断したらよいか。	令和7年4月サービス提供分～9月サービス提供分(6か月間)の平均値とします。 基準日以降に開設した訪問介護や通所介護の事業実績(訪問回数や利用延べ人数)は、事業開設後から申請時までのサービス提供分の平均値とします。 ※少数点以下四捨五入 ※対象期間にサービス提供がない月が存在する場合は、該当月を除く

11	補助対象 経費	要項において「訪問系サービス事業所、通所系サービス事業所」の対象経費の例としてアとイ、「入所施設、通所系サービス事業所、居住系サービス事業所及び短期入所系サービス事業所」の対象経費の例としてウとエが記載されているが、訪問系サービス事業所は、ウとエの経費は補助対象外となるのか。	あくまで対象経費の例として示したものであり、事業の趣旨目的に反しないものであれば、施設や事業所の実情に応じて必要な物品の購入経費に充当することが可能です。 なお、本補助金は、物品の購入にかかる費用について補助対象としているため、事業所における研修等の実施費用、外部事業者への委託経費、設備等の設置工事費用、建物等の修繕費用などは対象経費として認められません。
12	補助対象 経費	過去に購入したものは補助対象になるか。	過去に購入した物品は補助対象に含まれません。 交付決定後に購入した物品等が補助対象になります。
13	補助対象 経費	取得費用が50万円以上となる物品等の購入を認めない理由は、また、補助単価を超えた場合は、補助対象外になるのか。	本補助金は、介護サービスを円滑に継続するための支援が目的であり、資産形成の支援を目的とした事業ではないことから、単品で取得費用が50万円以上となる物品等は補助対象外としています。 また、取得費用が50万円以上など財産処分制限の対象となる備品等の購入費の一部に充当することなども、対象経費として認められません。 なお、複数の物品を組み合わせると補助単価を超えることは、問題ありません。